

近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定 平成27年度（第2回）新規及び更新の受付開始について（ご案内）

昨今発生している大規模自然災害のほか、近い時期に南海トラフ巨大地震の発生が懸念されています。この状況に、各建設会社等は自社の被害を軽減し、早期に通常の状態に復帰することが重要となっています。また、多くの国民が使用する社会基盤の被災は、二次災害防止や早期復旧・復興の鍵となることから、建設会社等と行政機関とが連携しながら災害対応力の強化を図ることが重要となっています。

このため、近畿地方整備局では、平成24年度より『災害時建設業事業継続力認定制度』に取り組み、現在、587社が「災害時の事業継続力を有する会社」として認定しております。

この度、建設業の事業継続計画（BCP）平成27年度（第2回）新規及び更新の受付を下記の通り実施します。認定期間が平成28年3月31日までとなっている会社におきましては、更新手続きが必要となります。更新の申し込みにおいては、訓練実施評価または実災害に基づく計画書の改善についての記載内容も確認し、審査の結果、非認定となる場合がありますので予めご承知おき下さい。

記

1. 申込期間 平成27年11月16日（月）～平成28年1月15日（金）
2. 認定書交付日 平成28年3月下旬
3. 申込書類 各種申込様式、審査書類、返信用封筒
（詳細は近畿地方整備局ホームページ内の建設業BCPのページ参照）
4. 審査内容 書類審査、メール・電話による内容確認
（詳細は近畿地方整備局ホームページ内の建設業BCPのページ参照）

※近畿地方整備局ホームページ内にサイトを設定：建設業BCPアドレス
<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/kensetubcp/120712top.htm>

【問合せ窓口】

近畿地方整備局 企画部 防災課

大阪市中央区大手前1-5-44

TEL:06-6942-1141（代）

近畿地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

神戸市中央区海岸通29

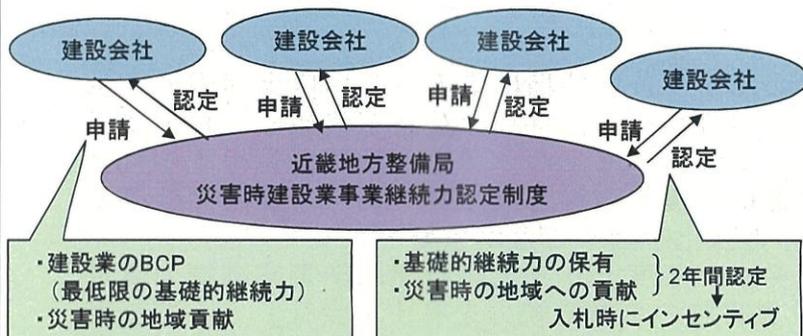
TEL:078-391-3101

災害時建設業事業継続力(BCP)認定制度の概要

- 平成27年度第1回認定委員会において149社(新規59社、更新90社)を認定
- 平成27年度第2回申込み 平成27年11月16日～平成28年1月15日

【災害時建設業事業継続力認定制度】

- ・建設会社が備えている基礎的事業継続力を近畿地方整備局が評価、適合した建設会社に対して認定証発行(2年間有効)
- ・建設会社における事業継続計画の策定を促進し、災害時の減災、早期復旧を図る
- ・近畿地方整備局管内の災害対応の円滑な実施と地域防災力の向上を図る



- ・建設業のBCP (最低限の基礎的継続力)
- ・災害時の地域貢献

- ・基礎的継続力の保有
 - ・災害時の地域への貢献
- 2年間認定
入札時にインセンティブ

- ・建設業事業継続計画の普及促進 → 地域防災力の向上
- ・災害時に強い近畿地方の建設業 → 企業力の向上
- ・災害時の迅速な復旧・復興へ体制 → 地域・社会貢献

○一般競争入札の総合評価においてインセンティブ
「企業の施工能力」又は「地域・社会貢献」において加点(1点)

【申請・認定の対象】 下記①②③の全てを満たす会社

- ①建設業法に基づく許可を受けている。
- ②本店、支店、営業所のいずれかが近畿地方整備局管内にある。
- ③近畿地方整備局における一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている会社。

【申込みに必要な書類】

- ・申込様式、審査書類(継続計画書)、返信用封筒
- ※詳細は、近畿地方整備局のHP(建設業BCP)参照
<http://www.kkr.mit.go.jp/plan/kensetubcp/120712top.htm>

【留意事項】

- ・更新の申し込みにおいては、訓練実施評価または実災害に基づく計画書の改善についての記載内容も確認し、審査の結果、非認定となる場合があります。

【これまでの認定実績(587社)】



このバーナーをクリックして下さい